

新型コロナウイルス感染症にかかる一時保育事業の取り扱いについてのお知らせ

名古屋市より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為、一時保育事業に関する以下の要請がありました。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、令和2年5月7日（木）以降の取り扱いについては、
名古屋福祉社会ホームページでもお知らせしますので、確認をお願いいたします。

【名古屋市】より

新型コロナウイルス感染症にかかる一時保育事業の取り扱いについて

愛知県の緊急事態宣言の発出を受け、一時保育事業の各事業（非定型保育事業・緊急保育事業・リフレッシュ保育事業）のうち、

リフレッシュ保育事業は、不特定多数の乳幼児が同一の空間に集まる感染リスクに備える観点から、休止することとしました。

なお、非定型保育事業につきましては、引き続き実施しますが、可能な限りご家庭における保育の実施にご協力いただく取り扱いといたします。

○各事業の取り扱い

非定型保育事業	緊急保育事業	リフレッシュ保育事業
継続実施（*）	継続実施	休止

ただし、利用者には可能な限りご家庭における保育の協力をお願いします。

○期間

令和2年4月11日（土）から5月6日（水）まで

令和2年5月7日（木）以降の取り扱いについては、期間中の状況を踏まえ、改めて通知します。

該当事業

めいほく保育園一時保育事業

なえしろ保育園一時保育事業

やだ保育園一時保育事業

めだか保育園一時保育事業